

令和元年 8 月 14 日

佐賀消費者フォーラムと株式会社佐賀銀行との間で  
差止請求に関する協議が調ったことについて

消費者契約法第 39 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項を公表する。

記

1. 協議が調ったと認められるものの概要

(1) 事案の概要

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人佐賀消費者フォーラム（以下「佐賀消費者フォーラム」という。）が、株式会社佐賀銀行（以下「佐賀銀行」という。）に対し、同行の下記の佐賀銀行カードローン「当座貸越約定書」第 12 条第 1 項第 6 号（以下「本件契約条項」という。）は、同行には民法の規定以上に利益があり、カードローン利用者である相続人（消費者）にのみ予期せぬ多大な不利益を与えるので、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するといえるため、消費者契約法第 10 条<sup>(※)</sup>に規定する消費者契約の条項に該当するとして、これを削除することを求めた事案である。

（本件契約条項）

第 12 条（期限の利益の喪失）

1. 私について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、貴行から通知催告等がなくても、本取引によるいっさいの債務につき当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。

①～⑤ 〔略〕

⑥相続の開始があったとき。

(※) 消費者契約法

（消費者の利益を一方的に害する条項の無効）

第十条 消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であつて、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一時的に害するものは、無効とする。

注) 上記の差止請求が行われた日現在の規定

(2) 結果

平成 31 年 3 月 5 日、佐賀銀行は、佐賀消費者フォーラムに対し、本件契約条項を削除する旨を連絡した。

これを受けて、佐賀消費者フォーラムは、申入れを終了した。

## 2. 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人佐賀消費者フォーラム（法人番号 2300005005986）

## 3. 事業者等の氏名又は名称

株式会社佐賀銀行（法人番号 9300001000183）

## 4. 当該事案に関する改善措置情報<sup>(※)</sup>の概要

なし

(※) 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう（消費者契約法施行規則第 14 条、第 28 条参照）。

以上

### 【本件に関する問合せ先】

消費者庁消費者制度課 電話：03-3507-9165

URL：[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/index.html](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/index.html)